

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4 4.4 4.4.1 附属書 AH AH.1 AH.1.1	箇条4 電線 4.4 一般要求事項 4.4.1 共通事項 電線は、形状が正しく、かつ、通常の使用状態における温度に耐えなければならない。 附属書 AH 電気温床線 AH.1 材料及び構造 AH.1.1 材料が正しく、かつ、通常の使用状態における温度に耐えなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条4 4.4 4.4.1 附属書 AA AA.1 AA.1.1 附属書 AB AB.1 AB.1.1	箇条4 電線 4.4 一般要求事項 4.4.1 共通事項 電線は、形状が正しく、かつ、通常の使用状態における温度に耐えなければならない。 附属書 AA 絶縁電線 AA.1 材料及び構造 AA.1.1 導体は、規定された構造、材料、断面積でなければならない。 附属書 AB 蛍光灯電線 AB.1 材料及び構造 AB.1.1 導体は、規定に適合する軟銅集合より線であつ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二條 第2項 続き					て、断面積が0.75mm ² のものでなければならない。	
				附属書 AC	附属書 AC ネオン電線	
				AC.1	AC.1 材料及び構造	
				AC.1.1	AC.1.1 導体の電気抵抗は、規定の値以下であり、かつ、引張力は360N以上でなければならない。	
				附属書 AD	附属書 AD ケーブル	
				AD.1	AD.1 材料及び構造	
				AD.1.1	AD.1.1 絶縁体がビニル混合物、ポリエチレン混合物及びふっ素樹脂混合物以外のものであるケーブルの導体に使用する銅線は、すす若しくは鉛又はこれらの合金のめつきを施さなければならない。	
				附属書 AE	附属書 AE コード	
				AE.1	AE.1 材料及び構造	
				AE.1.1	AE.1.1 金糸コードは、A種金糸コードかB種金糸コードのいずれかでなければならない。	
				附属書 AF	附属書 AF キャブタイヤケーブル	
				AF.1	AF.1 材料及び構造	
				AF.1.1	AF.1.1 導体は、規定に適合する軟銅集合より線であつて、断面積が0.75 mm ² 以上のものでなければならない。	
				附属書 AG	附属書 AG 平形導体合成樹脂絶縁電線	
AG.1	AG.1 材料及び構造					

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				AG.1.1 附属書 AH AH.1 AH.1.1 AH.1.10	AG.1.1 導体は、規定するもの又はこれと同等以上の導電率をもつ銅条でなければならない。 附属書 AH 電気温床線 AH.1 材料及び構造 AH.1.1 材料が正しく、かつ、通常の使用状態における温度に耐えなければならない。 AH.1.10 自動温度調節器又は温度過昇防止装置を設けるものは、規定に適合しなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.3 箇条 5 5.2 附属書 AA	箇条 4 電線 4.3 電線の要求事項 電線の構造、材料及び性能は、一般要求事項に適合するほか、電線の種類に従い、附属書 AA の絶縁電線、附属書 AB の蛍光灯電線、附属書 AC のネオン電線、附属書 AD のケーブル、附属書 AE のコード、附属書 AF のキャブタイヤケーブル、又は附属書 AG の平形導体合成樹脂絶縁電線の規定に適合しなければならない。 箇条 5 電気温床線 5.2 電気温床線の要求事項 電気温床線の構造、材料及び性能は、附属書 AH に適合しなければならない。 附属書 AA 絶縁電線	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				AA.1	AA.1 材料及び構造	
				AA.1.3	AA.1.3 絶縁体に天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物、ブチルゴム混合物又は機械的強度を強化していないけい素ゴム混合物を使用するものは、より糸又はこれと同等以上の耐摩耗性をもつ糸で密に、規定の厚さの外部編組又はこれと同等以上の機械的強度をもつ被覆を施さなければならない。	
				附属書 AF	附属書 AF キャブタイヤケーブル	
				AF.1	AF.1 材料及び構造	
				AF.1.3	AF.1.3 外装は、単心キャブタイヤケーブルの場合は線心に、丸形多心キャブタイヤケーブルの場合は線心を層心径の20倍以下のピッチでより合わせたものに、平形キャブタイヤケーブルの場合は線心2本以上を平行に配列したものに、それぞれ規定する絶縁物を被覆しなければならない。	
				附属書 AG	附属書 AG 平形導体合成樹脂絶縁電線	
				AG.1	AG.1 材料及び構造	
				AG.1.3	AG.1.3 絶縁体は、導体を並行に配列したものの上に規定の絶縁材料を被覆したものでなければならない。	
				附属書 AH	附属書 AH 電気温床線	
				AH.1	AH.1 材料及び構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				AH.1.5 AH.1.6	AH.1.5 発熱体相互間の接続部、発熱体と附属電線との接続部又は附属電線相互間の接続部は、規定された絶縁物及び厚さによって圧着その他の容易に剥がれない方法で被覆したものでなければならない。 AH.1.6 多心のものであって発熱体の一端だけに附属電線を接続する構造のものは、その接続部に規定する絶縁物及び厚さで被覆されたものでなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条4 4.1 4.2 4.4 4.4.8 箇条5 5.1	箇条4 電線 4.1 電線の表示 電線には、規定する事項を表示しなければならない。 4.2 線心識別 線心が2本以上のもの場合は、色分けその他の方法によって線心が識別できなければならない。 4.4 一般要求事項 4.4.8 アース線 平形導体合成樹脂絶縁電線を除き、アース線をもつ場合、アース線は、規定の方法によってアース線である旨を表示しなければならない。 箇条5 電気温床線 5.1 電気温床線の表示 電気温床線には、規定する事項を表示しなければならな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				附属書 AG AG.1 AG.1.5	い。 附属書 AG 平形導体合成樹脂絶縁電線 AG.1 材料及び構造 AG.1.5 平形導体合成樹脂絶縁電線のアース線の線心には、アース用である旨を表示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 AA AA.4 附属書 AB AB.4 附属書 AC AC.4 附属書 AD AD.4	附属書 AA 絶縁電線 AA.4 耐食性 めっきを施した銅線又は鋼線の耐食性は、規定の耐食性試験に適合しなければならない。 附属書 AB 蛍光灯電線 AB.4 耐食性 めっきを施した銅線の耐食性は、規定の耐食性試験に適合しなければならない。 附属書 AC ネオン電線 AC.4 耐食性 めっきを施した銅線の耐食性は、規定の耐食性試験に適合しなければならない。 附属書 AD ケーブル AD.4 耐食性 めっきを施した銅線又は鋼線の耐食性は、規定の耐食性試験に適合しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				附属書 AE	附属書 AE コード	
				AE.5	AE.5 導体加熱変色 絶縁体にビニル混合物、ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物以外の絶縁物を使用するコードであって、めっきを施していない銅線を使用するものは、銅線の表面が金属色を失ってはならない。	
				附属書 AF	附属書 AF キャブタイヤケーブル	
				AF.4	AF.4 耐食性 めっきを施した銅線又は鋼線の耐食性は、規定の耐食性試験に適合しなくてはならない。	
				AF.6	AF.6 機械的強度	
				AF.6.2	AF.6.2 耐摩耗性 ゴムキャブタイヤケーブルは、規定の摩耗試験の後、外装が摩耗して内部の絶縁体が露出してはならない。	
				附属書 AG	附属書 AG 平形導体合成樹脂絶縁電線	
AG.6	AG.6 機械的強度					
AG.6.1	AG.6.1 耐摩耗性 完成品から適切な長さの試料をとり、これを規定の試験方法によって耐摩耗性試験を行ったとき、導体が露出してはならない。					
				附属書 AH	附属書 AH 電気温床線	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				AH.6 AH.6.1	AH.6 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質 AH.6.1 電気温床線の絶縁物の加熱後の引張強度及び伸びは、規定値以上でなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 AA AA.7 AA.7.3 AA.7.6 AA.7.6.1 AA.8 附属書 AB AB.5 AB.5.3 AB.5.5	附属書 AA 絶縁電線 AA.7 絶縁体に使用する絶縁物の性質 AA.7.3 低温巻付け ビニル絶縁電線は、規定の低温巻付け試験に適合しなければならない。 AA.7.6 耐油性 AA.7.6.1 絶縁体にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものは、規定の耐油試験に適合しなければならない。 AA.8 防湿性 外部編組に防湿剤、防腐剤又は塗料を施してあるものは、規定の防湿性試験に適合しなければならない。 附属書 AB 蛍光灯電線 AB.5 絶縁体に使用する絶縁物の性質 AB.5.3 低温巻付け 絶縁体にビニル混合物を使用するものは、規定の低温巻付け試験に適合しなければならない。 AB.5.5 耐油性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				絶縁体にビニル混合物を使用するものは、規定の耐油性試験に適合しなければならない。 附属書 AC AC.5 耐オゾン性 AC.5.1 ネオン電線を金属管に収め、導体と金属管との間に規定の交流電圧を加えたとき、ネオン電線は連続して4時間耐えなければならない。 AC.7 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質 AC.7.3 低温巻付け 絶縁体又は外装にビニル混合物を使用するものは、規定の低温巻付け試験に適合しなければならない。 附属書 AD AD.6 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質 AD.6.4 低温巻付け 絶縁体にビニル混合物を使用するものは、規定の低温巻付け試験に適合しなければならない。 AD.6.5 耐寒性 外装にビニル混合物又はポリエチレン混合物を使用するものは、規定の耐寒性試験に適合しなければならない。 AD.6.8 耐油性 AD.6.8.1 外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスル		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				附属書 AE AE.6 AE.6.3 AE.6.6 AE.7 附属書 AF AF.5 AF.5.4 AF.5.6	ホン化ポリエチレングム混合物を使用するものは、規定の耐油性試験に適合しなければならない。 附属書 AE コード AE.6 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質 AE.6.3 低温巻付け 絶縁体又は外装にビニル混合物を使用するものは、規定の低温巻付け試験に適合しなければならない。 AE.6.6 耐寒性 外装に耐燃性ポリエチレン混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物を使用するものは、規定の耐寒性試験に適合しなければならない。 AE.7 防湿性 外部編組に防湿剤、防腐剤又は塗料を施すものは、規定の防湿性試験に適合しなければならない。 附属書 AF キャブタイヤケーブル AF.5 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質 AF.5.4 低温巻付け 絶縁体又は外装にビニル混合物を使用するものは、規定の低温巻付けに適合しなければならない。 AF.5.6 耐油性 外装に天然ゴム混合物を使用するものは、規定の耐油性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				AF.5.9 AF.5.9 耐寒性 外装に耐燃性ポリオレフィン混合物を使用するものは、規定の耐寒性試験に適合しなければならない。 附属書 AG AG.5 AG.5.2 AG.5.2 耐寒性 絶縁体とする前の絶縁コンパウンドから試料をとり、試験片を低温に保った直後に打撃ハンマによって打撃を加えたときに試験片が二つ以上に分離してはならない。 AG.5.5 AG.5.5 耐油性 完成品から適切な長さの試料をとり、試料は規定の耐油性試験に耐えなければならない。 附属書 AH AH.1 AH.1.11	試験に適合しなければならない。 AF.5.9 耐寒性 外装に耐燃性ポリオレフィン混合物を使用するものは、規定の耐寒性試験に適合しなければならない。 附属書 AG 平形導体合成樹脂絶縁電線 AG.5 絶縁体を使用する絶縁物の性質 AG.5.2 耐寒性 絶縁体とする前の絶縁コンパウンドから試料をとり、試験片を低温に保った直後に打撃ハンマによって打撃を加えたときに試験片が二つ以上に分離してはならない。 AG.5.5 耐油性 完成品から適切な長さの試料をとり、試料は規定の耐油性試験に耐えなければならない。 附属書 AH 電気温床線 AH.1 材料及び構造 AH.1.11 附属電線に接続する接続器は、電源接続用のものを除き、規定に適合する防水形のものでなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるも	■該当 □非該当	箇条 4 4.4 4.4.4	箇条 4 電線 4.4 一般要求事項 4.4.4 セパレータ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き		のとする。		4.4.6	セパレータは、次に適合しなければならない。 a) 紙、天然繊維、化学繊維、ガラス繊維、天然ゴム混合物、合成ゴム又は合成樹脂とする。 b) 厚さは、導体と絶縁体との間に施すものは0.5mm以下、線心又は補強索の上に施すものは1mm以下とする。 4.4.6 介在物 介在物は、紙、天然繊維、化学繊維、ガラス繊維、天然ゴム混合物、合成ゴム又は合成樹脂でなければならない。	
				4.4.7	4.4.7 防湿剤、防腐剤、塗料 防湿剤、防腐剤及び塗料は、次に適合しなければならない。 a) 容易に水に溶解してはならない。 b) 絶縁体、外装、外部編組、セパレータ、補強索又はアース線の性能を損なうおそれがあるてはならない。	
				附属書 AA	附属書 AA 絶縁電線	
				AA.1	AA.1 材料及び構造	
				AA.1.2	AA.1.2 絶縁体は、規定された材料でなければならない。	
				AA.7	AA.7 絶縁体に使用する絶縁物の性質	
				AA.7.2	AA.7.2 巻付け加熱	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				AA.7.4	ビニル絶縁電線は、規定の巻き付け加熱試験に適合しなければならない。 AA.7.4 加熱変形	
				AA.7.5	ビニル絶縁電線又はポリエチレン絶縁電線は、規定の加熱変形試験に適合しなければならない。 AA.7.5 加熱収縮 屋外用ビニル絶縁電線及び引込用ビニル絶縁電線を除く ビニル絶縁電線は、規定の加熱収縮試験に適合しなければならない。	
				附属書 AB	附属書 AB 蛍光灯電線	
				AB.1	AB.1 材料及び構造	
				AB.1.2	AB.1.2 絶縁体は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物でなければならない。	
				AB.5	AB.5 絶縁体に使用する絶縁物の性質	
				AB.5.2	AB.5.2 巻き付け加熱 絶縁体にビニル混合物を使用するものは、規定の巻き付け加熱試験に適合しなければならない。	
				AB.5.4	AB.5.4 加熱変形 規定の加熱変形試験に適合しなければならない。	
				附属書 AC	附属書 AC ネオン電線	
				AC.1	AC.1 材料及び構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				AC.1.2	AC.1.2 絶縁体は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物でなければならない。	
				AC.7	AC.7 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質	
				AC.7.2	AC.7.2 巻付け加熱 絶縁体又は外装にビニル混合物を使用するものは、規定の巻付け加熱試験に適合しなければならない。	
				附属書 AD	附属書 AD ケーブル	
				AD.1	AD.1 材料及び構造	
				AD.1.2	AD.1.2 絶縁物は、規定された材料でなければならない。	
				AD.6	AD.6 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質	
				AD.6.3	AD.6.3 巻付け加熱 絶縁体又は外装にビニル混合物を使用するものは、規定の巻付け加熱試験に適合しなければならない。	
				AD.6.6	AD.6.6 加熱変形 絶縁体又は外装にビニル混合物又はポリエチレン混合物を使用するものは、規定の加熱変形試験に適合しなければならない。	
				AD.6.7	AD.6.7 加熱収縮 絶縁体にビニル混合物を使用する単心のビニル外装ケーブルは規定の加熱収縮試験に適合しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				附属書 AE	附属書 AE コード	
				AE.1	AE.1 材料及び構造	
				AE.1.2	AE.1.2 絶縁物は、規定された材料でなければならない。	
				AE.6	AE.6 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質	
				AE.6.2	AE.6.2 巻付け加熱 絶縁体又は外装にビニル混合物を使用するものは、規定の巻付け加熱試験に適合しなければならない。	
				AE.6.4	AE.6.4 加熱変形 絶縁体又は外装にビニル混合物、ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物を使用するものは、規定の加熱変形試験に適合しなければならない。	
				附属書 AF	附属書 AF キャブタイヤケーブル	
				AF.1	AF.1 材料及び構造	
				AF.1.2	AF.1.2 絶縁物は、規定された材料でなければならない。	
				AF.5	AF.5 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質	
				AF.5.3	AF.5.3 巻付け加熱 絶縁体又は外装にビニル混合物を使用するものは、規定の巻付け加熱試験に適合しなければならない。	
				AF.5.5	AF.5.5 加熱変形 絶縁体又は外装にビニル混合物、ポリエチレン混合物又	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				附属書 AG AG.1 AG.1.2 AG.5 AG.5.3 AG.5.4 附属書 AH AH.1 AH.1.3	はポリオレフィン混合物を使用するものは、規定の加熱変形試験に適合しなければならない。 附属書 AG 平形導体合成樹脂絶縁電線 AG.1 材料及び構造 AG.1.2 絶縁体の絶縁物は、耐熱性ビニル混合物以外のビニル混合物、ポリエステル混合物、ポリエチレン混合物、ポリプロピレン混合物又はポリカーボネート混合物でなければならない。 AG.5 絶縁体に使用する絶縁物の性質 AG.5.3 加熱変形 規定の加熱変形試験によって試験を行ったとき、試験片の厚さの減少率が規定値以下でなければならない。 AG.5.4 加熱収縮 規定の加熱収縮試験に適合しなければならない。 附属書 AH 電気温床線 AH.1 材料及び構造 AH.1.3 絶縁体及び外装は、規定された材料でなければならない。	
第七條 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 AA AA.2	附属書 AA 絶縁電線 AA.2 絶縁耐力 規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第1号 続き		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		附属書 AB	附属書 AB 蛍光灯電線	
				AB.2	AB.2 絶縁耐力 規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。	
				附属書 AC	附属書 AC ネオン電線	
				AC.3	AC.3 絶縁耐力 規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。	
				附属書 AD	附属書 AD ケーブル	
				AD.2	AD.2 絶縁耐力 規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。	
				附属書 AE	附属書 AE コード	
				AE.3	AE.3 絶縁耐力	
				AE.3.1	AE.3.1 A 種コード及び A 種金糸コードは、規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。	
				附属書 AF	附属書 AF キャブタイヤケーブル	
AF.2	AF.2 絶縁耐力 規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。					
附属書 AG	附属書 AG 平形導体合成樹脂絶縁電線					
AG.3	AG.3 絶縁耐力 完成品を 1 時間清水中に浸し、導体相互間及び導体と大地との間に 1 500 V の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間耐えなければならない。					

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き				附属書 AH AH.2 AH.2.1	附属書 AH 電気温床線 AH.2 絶縁耐力 AH.2.1 完成品を1時間清水中に浸し、発熱体と大地との間に1500Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間耐えなければならない。	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 AA AA.2 附属書 AB AB.2 附属書 AC AC.3 附属書 AD AD.2 附属書 AE AE.3 AE.3.1	附属書 AA 絶縁電線 AA.2 絶縁耐力 規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。 附属書 AB 蛍光灯電線 AB.2 絶縁耐力 規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。 附属書 AC ネオン電線 AC.3 絶縁耐力 規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。 附属書 AD ケーブル AD.2 絶縁耐力 規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。 附属書 AE コード AE.3 絶縁耐力 AE.3.1 A種コード及びA種金糸コードは、規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き				附属書 AF AF.2 附属書 AG AG.3 附属書 AH AH.2 AH.2.1	附属書 AF キャブタイヤケーブル AF.2 絶縁耐力 規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。 附属書 AG 平形導体合成樹脂絶縁電線 AG.3 絶縁耐力 完成品を1時間清水中に浸し、導体相互間及び導体と大地との間に1500Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間耐えなければならない。 附属書 AH 電気温床線 AH.2 絶縁耐力 AH.2.1 完成品を1時間清水中に浸し、発熱体と大地との間に1500Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間耐えなければならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 AA AA.2 AA.3 附属書 AB	附属書 AA 絶縁電線 AA.2 絶縁耐力 規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。 AA.3 絶縁抵抗 屋外用ビニル絶縁電線以外のものは、絶縁抵抗試験を規定する試験の直後に行ったとき、絶縁抵抗は、規定値以上でなければならない。 附属書 AB 蛍光灯電線	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				AB.2	AB.2 絶縁耐力 規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。	
				AB.3	AB.3 絶縁抵抗 絶縁抵抗試験を規定する試験の直後に行ったとき、絶縁抵抗は、規定値以上でなければならない。	
				附属書 AC	附属書 AC ネオン電線	
				AC.3	AC.3 絶縁耐力 規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。	
				AC.6	AC.6 沿面耐電圧 規定の沿面耐電圧試験に耐えなければならない。	
				附属書 AD	附属書 AD ケーブル	
				AD.2	AD.2 絶縁耐力 規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。	
				AD.3	AD.3 絶縁抵抗 絶縁抵抗試験を規定する試験の直後に行ったとき、絶縁抵抗は、規定値以上でなければならない。	
				附属書 AE	附属書 AE コード	
				AE.3	AE.3 絶縁耐力	
				AE.3.1	AE.3.1 A 種コード及び A 種金糸コードは、規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。	
				AE.4	AE.4 絶縁抵抗	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				附属書 AF AF.2 AF.3 附属書 AG AG.3 AG.4 AG.4.1 附属書 AH AH.2 AH.2.1	絶縁抵抗試験を規定する試験の直後に行ったとき、絶縁抵抗は、規定値以上でなければならない。 附属書 AF キャブタイヤケーブル AF.2 絶縁耐力 規定の絶縁耐力試験に適合しなければならない。 AF.3 絶縁抵抗 絶縁抵抗試験を規定する試験の直後に行ったとき、絶縁抵抗は、規定値以上でなければならない。 附属書 AG 平形導体合成樹脂絶縁電線 AG.3 絶縁耐力 完成品を 1 時間清水中に浸し、導体相互間及び導体と大地との間に 1 500 V の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間耐えなければならない。 AG.4 絶縁抵抗 AG.4.1 完成品を 1 時間清水中に浸し、導体と大地との間に 100 V 以上 600 V 以下の直流電圧を 1 分間加えたとき、絶縁抵抗は、50 MΩ・km 以上でなければならない。 附属書 AH 電気温床線 AH.2 絶縁耐力 AH.2.1 完成品を 1 時間清水中に浸し、発熱体と大地との間に 1 500 V の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間耐	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				AH.3 AH.3.1	えなければならない。 AH.3 絶縁抵抗 AH.3.1 規定する試験の直後にそのままの状態、発熱体と大地との間に 100 V 以上 600 V 以下の直流電圧を 1 分間加えた後に絶縁抵抗は、規定値以上でなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 AA AA.7 AA.7.7 AA.7.7.1 附属書 AB AB.5 AB.5.6 附属書 AC AC.7 AC.7.4	附属書 AA 絶縁電線 AA.7 絶縁体に使用する絶縁物の性質 A.7.7 耐燃性 AA.7.7.1 絶縁体にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するゴム絶縁電線は、規定の耐燃性試験に適合しなければならない。 附属書 AB 蛍光灯電線 AB.5 絶縁体に使用する絶縁物の性質 AB.5.6 耐燃性 絶縁体にビニル混合物又は耐燃性ポリエチレン混合物を使用するものは、規定の耐燃性試験に適合しなければならない。 附属書 AC ネオン電線 AC.7 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質 AC.7.4 耐燃性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				附属書 AD	規定の耐燃性試験に適合しなければならない。 附属書 AD ケーブル	
				AD.6	AD.6 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質	
				AD.6.9	AD.6.9 耐燃性	
				AD.6.9.1	AD.6.9.1 外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものは、規定の耐燃性試験に適合しなければならない。	
				附属書 AE	附属書 AE コード	
				AE.6	AE.6 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質	
				AE.6.5	AE.6.5 耐燃性	
				AE.6.5.1	AE.6.5.1 絶縁体又は外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものは、規定の耐燃性試験に適合しなければならない。	
				附属書 AF	附属書 AF キャブタイヤケーブル	
				AF.5	AF.5 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質	
				AF.5.7	AF.5.7 耐燃性 外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものは、規定の耐燃性試験に適合しなければならない。	
				附属書 AG	附属書 AG 平形導体合成樹脂絶縁電線	
				AG.5	AG.5 絶縁体に使用する絶縁物の性質	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				AG.5.6 附属書 AH AH.6 AH.6.3	AG.5.6 耐燃性 完成品から試料をとり、その下端をブンゼンバーナの炎で燃焼させ、その炎を取り去ったとき、自然に消えなければならない。 附属書 AH 電気温床線 AH.6 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質 AH.6.3 絶縁体又は外装にクロロプレンゴム混合物、ビニル混合物又は耐燃性ポリエチレン混合物を使用するものは、完成品から適切な長さの試料をとり、これを水平に保ち、その中央部をブンゼンバーナの炎で燃焼させ、その炎を取り去ったとき、自然に消えなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 AH AH.4	附属書 AH 電気温床線 AH.4 温度上昇 完成品に定格電圧に等しい電圧を加えたときにその発熱体に通じる電流に等しい電流を試料の発熱体に通じ、絶縁体の温度がほぼ一定となった時に測定した試料の中央部の表面の温度上昇が 50 °C 以下でなければならない。	屋内配線においては、人体に触れることはない。機器に取り付けられたケーブルについては、機器の個別規格で規定されている。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 電線	
				4.4	4.4 一般要求事項	
				4.4.2	4.4.2 導体 導体の表面は、なめらかで、かつ、きず、さびなどがあるてはならない。	
				4.4.3	4.4.3 導体補強線、補強索 導体補強線又は補強索は、絶縁体及び外装に損傷を与えるおそれがあるてはならない。	
				4.4.5	4.4.5 遮蔽 遮蔽はテープ状、被覆状、編組状又は線状のものであって、導体、絶縁体又は外装に損傷を与えるおそれのないものでなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 AA	附属書 AA 絶縁電線	
				AA.5	AA.5 巻付け強度及び曲げ強度 半硬アルミニウム線は、規定の巻付け強度及び曲げ強度試験に適合しなければならない。	
				AA.6	AA.6 ねじり強度 鋼心アルミニウム同心より線の鋼線は、ねじったとき、試料が切断するまでの回数が、規定の回数以上でなければならない。	
				AA.7	AA.7 絶縁体に使用する絶縁物の性質	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				AA.7.1	AA.7.1 引張強度及び伸び 規定の引張強度及び伸び試験に適合しなければならない。	
				AA.7.8	AA.7.8 耐引裂き性 絶縁体に機械的強度を強化したけい素ゴム混合物を使用するものは、規定の耐引裂き性試験に適合しなければならない。	
				附属書 AB	附属書 AB 蛍光灯電線	
				AB.5	AB.5 絶縁体を使用する絶縁物の性質	
				AB.5.1	AB.5.1 引張強度及び伸び 規定の引張強度及び伸び試験に適合しなければならない。	
				附属書 AC	附属書 AC ネオン電線	
				AC.7	AC.7 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質	
				AC.7.1	AC.7.1 引張強度及び伸び 規定の引張強度及び伸び試験に適合しなければならない。	
				附属書 AD	附属書 AD ケーブル	
				AD.1	AD.1 材料及び構造	
				AD.1.6	AD.1.6 コンクリート直埋用ケーブルは、規定の衝撃試験に適合しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				AD.5	AD.5 巻付け強度及び曲げ強度 半硬アルミニウム線は、規定の巻付け強度及び曲げ強度試験に適合しなければならない。	
				AD.6	AD.6 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質	
				AD.6.2	AD.6.2 引張強度及び伸び 規定の引張強度及び伸び試験に適合しなければならない。	
				AD.6.10	AD.6.10 耐引裂き性 絶縁体及び外装に機械的強度を強化したけい素ゴム混合物を使用するものは、規定の耐引裂き性試験に適合しなければならない。	
				附属書 AE	附属書 AE コード	
				AE.6	AE.6 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質	
				AE.6.1	AE.6.1 引張強度及び伸び 規定の引張強度及び伸び試験に適合しなければならない。	
				AE.8	AE.8 機械的強度	
				AE.8.1	AE.8.1 より合せ強度 多心ゴムコードは、規定のより合せ強度試験を行ったとき、導体の素線の断線率が50%以下でなければならない。	
				AE.8.2	AE.8.2 曲げ強度	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				AE.8.2.1	AE.8.2.1 断面積が 0.75 mm ² 以上の多心コードであって、外部編組又は外装のないものは、規定の曲げ強度試験に適合しなければならない。	
				AE.8.3	AE.8.3 移動曲げ強度 B 種コードは、規定の移動曲げ強度試験に適合しなければならない。	
				AE.8.4	AE.8.4 引張衝撃強度 B 種金糸コードは、規定の引張衝撃強度試験を行ったとき、試験中に電流が遮断してはならない。	
				AE.8.5	AE.8.5 耐震性 キャブタイヤコードであって、耐震形のものは、規定の耐震性試験に適合しなければならない。	
				附属書 AF	附属書 AF キャブタイヤケーブル	
				AF.5	AF.5 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質	
				AF.5.2	AF.5.2 引張強度及び伸び 規定の引張強度及び伸び試験に適合しなければならない。	
				AF.5.8	AF.5.8 耐引裂き性 絶縁体及び外装に機械的強度を強化したけい素ゴム混合物を使用するものは、規定の耐引裂き性試験に適合しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				AF.6	AF.6 機械的強度	
				AF.6.1	AF.6.1 曲げ強度 導体の断面積が 38mm ² 以下の丸形の場合は、規定の曲げ試験を行ったとき、絶縁体又は外装にひび、割れその他の異状が生じず、かつ、導体の素線の断線率が 30%以下でなければならない。	
				AF.6.3	AF.6.3 耐衝撃性 規定のキャブタイヤケーブルは、規定の耐衝撃性試験に適合しなければならない。	
				AF.6.4	AF.6.4 耐震性 耐震形の場合は、規定の耐震性試験に適合しなければならない。	
				附属書 AG	附属書 AG 平形導体合成樹脂絶縁電線	
				AG.5	AG.5 絶縁体に使用する絶縁物の性質	
				AG.5.1	AG.5.1 引張強度及び伸び 規定の引張強度及び伸びの試験を行ったとき、その平均値が規定値に適合しなければならない。	
				AG.6	AG.6 機械的強度	
				AG.6.2	AG.6.2 傾斜衝撃 試料は、規定の傾斜衝撃試験に耐えなければならない。	
				附属書 AH	附属書 AH 電気温床線	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				AH.6 AH.6.1	AH.6 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質 AH.6.1 電気温床線の絶縁物の加熱後の引張強度及び伸びは、規定値以上でなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 4.4 4.4.7	箇条 4 電線 4.4 一般要求事項 4.4.7 防湿剤、防腐剤、塗料 防湿剤、防腐剤及び塗料は、容易に水に溶解してはならない。	
第十三 条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 4.4 4.4.1 附属書 AH	箇条 4 電線 4.4 一般要求事項 4.4.1 共通事項 電線は、形状が正しく、かつ、通常の使用状態における温度に耐えなければならない。 附属書 AH 電気温床線	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き				AH.1 AH.1.1	AH.1 材料及び構造 AH.1.1 材料が正しく、かつ、通常の使用状態における温度に耐えなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、始動の機能はないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、再始動の機能はないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、停止の機能はないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができ	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	部品であるため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		るものとする。				
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれはないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.1	箇条4 電線 4.1 電線の表示 規定する表示事項は、容易に消えない方法で表示しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		表示されるものとする。		箇条5 5.1	箇条5 電気温床線 5.1 電気温床線の表示 規定する表示事項は、容易に消えない方法で表示しなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>（イ）製造年 （ロ）設計上の標準使用期間 （ハ）設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>（イ）製造年 （ロ）設計上の標準使用期間 （ハ）設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3010:2019

規格名：電線及び電気温床線の安全に関する要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		故に至るおそれがある旨。				
第二十 条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-